

平成 27 年度 2 R システム構築モデル事業 公募要領

1. はじめに

我が国は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質の循環を進め、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」づくりを進めることとしている。

「循環型社会」においては、まず、企業による生産活動において、原材料を効率的に使ったり、市民一人ひとりが製品をできるだけ長く使うことなどによって、できる限りごみを出さないようにすること（発生抑制=**R**educe（リデュース））が何よりも重要であり、次に、どうしても本人にとって不要となるものは、別の人などが出来る限り繰り返し使い（再使用=**R**euse（リユース））、繰り返し使えなくなったものは、資源として活かしていく（再生利用=**R**ecycle（リサイクル））ことが求められる。これらの取組（3 R）を進めるに際しては、リデュース、リユース、リサイクルの順に、優先順位を付けて取り組んでいくこととなっている。こうした考え方は、EU など、海外でも共有されている。

我が国としては、循環型社会づくりを進める基本法として、循環型社会形成推進基本法を制定するとともに、様々な物品に着目して、各種のリサイクル法を制定してきた。その一方で、リサイクルよりも優先順位が高いリデュース・リユース（= 2 R）については、リサイクルと比較して、法律等による制度が設けられておらず、その進展が見えないという指摘がなされている。そのため、直近の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）では、「リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」を目指し、「社会経済システムとして 2 R を推進すべく、国民・事業者が行うべき具体的な 2 R の取組を制度的に位置付けることを検討する」こととなっている。

他方、2 R については、非常に裾野が広い概念であって、具体的にどのような取組を進めれば良いのかが分からない、あるいは、関係者が多岐に亘り、また、物品の種類ごとにその取組は多様なので、制度的な対応は難しい、といった指摘がある。

以上を踏まえ、環境省では、2 R の取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、社会経済システム構築に当たっての課題等を分析・評価するため、資源をなるべく使わない、あるいはごみ発生の減少に繋がる 2 R 取組（※）について、地域においてモデル的に制度的な取組を行う実証事業を行うこととし、実施団体を以下のとおり公募する。

なお、2 R に関する基本的事項、2 R 取組事例等については、以下のサイトを参照されたい。

2 R（リデュース・リユース）の取組推進に向けて（環境省HP）：

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/2r.html>

※より具体的には、

- ・「資源を使わない製品作り」（生産する製品あたりの資源消費量を削減するなど）、
 - ・「ものに依存しない生活」（消耗品を無駄に使用しない、物の共有など）、
 - ・「ものを長く使う行動」（製品を長く使ったり、リユースするなど）、
- を進めるための取組を指す（以下同じ）。

2. 公募事業の内容

(1) 事業の内容

本実証事業では、一定の地域において、2 R 取組を推進するための制度的な取組をモデル的に実施する事業を支援する。

具体的には、地域内（大きくは都道府県レベル、小さくは地区レベルまで）において、下記のいずれかの手法を用いて、2 R 取組を推進する。

- ①規制的手法（2 R 促進条例、2 R 状況報告・公表条例など）
- ②経済的手法（2 R エコポイント、デポジット制度など）
- ③情報的手法（商店街などとの連携による 3R 見える化ツールの地域的導入、2 R エコラベルの導入など）
- ④自主的手法（自治体や住民と事業者間の 2R 協定や、事業者団体や商店街による自主行動計画など）

上記の取組実施に併せて、公（地方公共団体）、産（事業者）、学（大学等）、金（地域金融機関）、民（NPO、自治会等）が参画する会議体を設置し、その取組内容についての検討や評価等を実施する。

なお、用いられる手法は一つに限られるものではなく、複数の手法を組み合わせることも差し支えない。

事業実施に当たっては、以下の点に留意頂きたい。

- 上記手法を用いての 2 R 取組において、その実施に時間を要する場合には、その実施に向けた検討を行う（例えば、条例案を検討するなど）こととすることも差し支えないこと。ただしその場合には、その旨を予め明記すること。
- 本事業は、社会経済システムの構築に向けた実証事業であり、2 R 取組の実施が主目的ののではなく、その取組手法における課題等の分析・評価が主目的となることから、分析・評価体制を適切に整えること。
- 公（地方公共団体）、産（事業者）、学（大学等）、金（地域金融機関）、民（NPO、自治会等）の会議体は、少なくとも公（地方公共団体）が参画すること。
- なお、上記会議体では、別途環境省が実施する「平成 27 年度総合的な 2 R システム構築等推進業務（仮称）」を請け負った業者の指示を受けて、協議会の構成メンバー以外の専門家が同席することがあること。（なお、専門家の出席費用については、環境省請負業者が負担する。）
- 別途環境省が実施する「平成 27 年度総合的な 2 R システム構築等推進業務（仮称）」を請け負った業者の指示を受けて、同業務で設置する検討会（2 R システムの構築に向けた調査・検討委員会（仮称））において、事業の進捗状況を発表し、かつ、2 R システム構築についての経験を共有することを通じて、同検討会に協力すること。また、事業実施に当たっては、環境省請負業者の指導・助言に従うこと。

(2) 事業実施者

事業実施者は、地方公共団体（都道府県又は市町村）又は事業者等（事業者、NPO等）とする。

※事業者等による申請の場合には、事業対象とする地域の自治体を実施計画の概要を報告し、賛同を得た上で申請することとする。

3. 対象経費

各事業のうち、環境省から経費を支出するのは、以下の①～⑤に示す内容のものとする。具体的な対象経費の費目とその内容については、【7 注意事項（2）事業対象経費】を参照されたい。

- ① 2R取組のための手法検討に要する費用
- ② 各手法を用いた2R取組実施に要する費用
- ③ 各手法を用いた2R取組実施に必要な事前調査、情報収集、分析調査、広報
- ④ 各手法の有効性の分析・評価に要する費用
- ⑤ 公・産・学・金・民が参画する会議体の開催に要する費用

4. 事業費及び採択件数

事業費は、1事業あたり概ね200万円から300万円程度まで（税込）とする。採択件数は2～3件の予定である。

5. 選考について

(1) 選考方法

有識者により構成される委員会において書類審査を行った後、採択事業を決定する。

(2) 選考基準

選考は、下記の基準に基づいて行う。詳細は別添1の「平成27年度2Rシステム構築モデル事業評価基準表」を確認されたい。

- ① 申請内容の具体性・妥当性
- ② 実行可能性
- ③ 新規性・モデル性
- ④ 波及性
- ⑤ 申請内容による成果

(3) 選考結果

選考結果は、申請書に記載された連絡先に、電子メールにて連絡する。

※ 採否の理由に関する問合せには応じられないので、あらかじめ了承されたい。

※ 採択された事業については、事業実施者名、事業概要などを公表するので、あらかじめ了承されたい。

6. 応募方法

(1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-3581-3351（内線 6891）

(2) 応募方法

別添 2 の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式（正本 1 部、複本 10 部、添付資料 2 部）を同封し、上記宛先まで郵送（宅配便でも可）又は持参すること。

※ 応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けていないので、あらかじめ了承されたい。

※ 提出された申請書類は返却しないので、あらかじめ了承されたい。

※ 環境省地方環境事務所では応募書類を受け付けていないので、必ず上記応募先まで送付されたい。

(3) 受付期間

平成 27 年 5 月 28 日（木）～ 6 月 26 日（金）17 時必着

7. 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

○ 地方公共団体が申請する場合

別途、国が契約した請負業者と共同で事業を実施し、事業に係る経費の負担は請負業者が行うこととする。当該請負業者が、事業の進捗を把握し、必要に応じて事業実施者に対して指示・指導・助言を行うため、事業実施者は留意すること。

○ 事業者等が申請する場合

別途、国が契約した請負業者と契約を締結し、事業を実施する。当該請負業者が、事業の進捗を把握し、必要に応じて事業実施者に対して指示・指導・助言を行うため、事業実施者は留意すること。

契約金額については、事業終了後の一括支払いとなる（前払い、中間払いは行わない。）。1 事業当たり概ね 200 万円から 300 万円まで（税込）を予定しているが、具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上、決定する。

また、選考委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合がある。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

(2) 事業対象経費

応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出されたい。なお、支出対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費であって以下の費目に該当するものである。また、下表に示した費目に該当しない経費は支出対象とならない。

見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象

となるので、留意されたい。

なお、費目については下表のとおり分類されたい。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。ただし、地方公共団体については、人件費を計上することを認めない。
旅費	本作業にかかる現地調査や会合、シンポジウム開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な文献図書、消耗品等の購入に直接要する費用。リース可能なものはリースにより対応する。
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する費用。
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。
試験分析費	廃棄物等の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。
雑役務費	本事業に直接必要となる通訳、翻訳、手数料等。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。ただし、地方公共団体については、本経費を計上することを認めない。

(3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省が別途契約する請負業者と契約を結ぶこととなる（事業者等の場合）。
- ② 事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合があるので、予め了知されたい。
- ③ 事業の進捗に応じ、環境省が開催する検討会への出席及び報告が求められる場合があるので、了知されたい。特に、上記「平成 27 年度総合的な 2R システム構築等推進業務（仮称）」において設置することとしている検討会の実施のため、採択された事業実施者は、同事業の請負業者の依頼に基づき、進捗状況及び成果についての報告、資料の作成、会議への出席等に協力して頂くこととなる。

8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2)（※著作物の内容を改変する必要がある場合）事業実施者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

事業実施者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 事業実施者は、事業の開始時に、事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 事業実施者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、事業において事業実施者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 事業実施者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は事業実施者において事業に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 事業実施者は、環境省担当官から提供された要機密情報が事業終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、事業において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 事業実施者は、事業の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

10. その他

- (1) 事業実施者は、本公募要領に疑義が生じたとき、本公募要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本公募要領に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_g1/

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 27 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(4) 平成 27 年度 2 R システム構築モデル事業を行うに当たって、応募者は、必要に応じて平成 26 年度総合的な 2 R システムの構築に向けた調査・検討業務に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することが可能である。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整するものとする。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止である。また、閲覧を希望する資料であっても、平成 26 年度総合的な 2 R システムの構築に向けた調査・検討業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
TEL : 03-3581-3351 (内線 6891)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 27 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 198 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 199 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

英語サマリーについては、以下により作成すること。

- (1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。
 - ①環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
 - ②法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書
(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)
- (2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。
 - ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
 - ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「「 」」→「' '」、「-」→「-」
 - ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
 - ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎 (ファイル形式は一太郎 2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2010 以下)
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2010 以下)
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
(*環境省職員端末(オフィス 2010 を導入)以外でもデータを利用する場合は、Word2003、Excel2003 バージョン以下とすることを推奨します。)
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に事業実施者側の責めによる不備が発見された場合には、事業実施者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。